

ハラスメント行為による懲戒処分について

和歌山支部において、以下のとおり、就業規則に違反した者があったことから、同規則第 6 0 条に基づく懲戒処分を行った。

| 事 項                 | 内 容   |
|---------------------|---|
| 事 案 の 概 要           | <p>和歌山支部の管理職 3 名が同支部職員に対してパワー・ハラスメント行為を繰り返し、同支部の職場環境を著しく悪化させていたことが判明した。</p> <p>これらの行為は、基金職員として許されざる非違行為であることから、就業規則に基づき、1 0 月 1 4 日付で懲戒処分とした。</p>     |
| 処 分 年 月 日           | 令和 2 年 1 0 月 1 4 日  |
| 被処分者の所属、職務の等級及び処分量定 | <p>社会保険診療報酬支払基金 和歌山支部</p> <p>特 1 等 級（支部長）<br/>停職 1 か月<br/>支部長職を解く</p> <p>2 等 級（課長）<br/>停職 1 か月<br/>課長職を解く</p> <p>2 等 級（課長）<br/>減給及び次回の昇給を 1 2 月停止</p> |